

令和5年第1回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和5年2月

目 次

議案第88号	請負契約の変更について…………… 1 (建設部災害復旧推進課)
議案第89号	請負契約の変更について…………… 2 (建設部災害復旧推進課)

議案第 88 号

請負契約の変更について

(建設部災害復旧推進課)

1 変更の理由

令和 2 年 6 月 30 日議決第 151 号により議決を経た令和 2 年度土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事（2-1）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
2億8,298万8,200円	3億184万6,600円	1,885万8,400円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市河内町入野

(2) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿 5015 番地の 5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(3) 工期

令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 89 号

請負契約の変更について

(建設部災害復旧推進課)

1 変更の理由

令和 2 年 9 月 24 日議決第 154 号により議決を経た令和 2 年度土木施設災害復旧事業・林業用施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業河内地区災害復旧工事（2-2）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
3億3,304万7,000円	3億7,809万8,600円	4,505万1,600円

3 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市河内町宇山及び小田

(2) 契約の相手方

東広島市豊栄町安宿 5015 番地の 5

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(3) 工期

令和 2 年 8 月 4 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

